

中央公園利用に関する基準

項目	基準	理由
ゴルフ	禁止	他の利用者に危害を及ぼす危険性があるため。
犬の放し飼い	禁止	フンなどの不始末となる可能性が高いため。 他の公園利用者が怖がることがあるため。 ※芝生広場に動物を連れて入ることは禁止(身体障がい者補助犬を除く)
バイク・自動車の乗り入れ	禁止	他の公園利用者が危険であるため。 ※駐車場は除く。
自転車の乗り入れ	条件付加	「集いの広場」のみ可。他の利用者に危険が伴わない速度で走ること。 ※子供の自転車の練習に限る。
サッカー、キャッチボール、フリスビー等	条件付加	「軽スポーツゾーン」のみ可。他の利用者に迷惑とならないようにすること。 ※クラブ活動、スポーツ少年団等の使用は禁止。
バットを使っての野球等	禁止	飛距離が長く、スピードも出て危険であるため。
スケートボード、ローラースケートなど	禁止	他の公園利用者が危険であるため。
ラジコン	禁止	他の公園利用者が危険であるため。
キャンプ(テントの設営)	禁止	芝生や土系舗装などを傷める可能性があるため、テントの設営は禁止とする。また、公園内での宿泊も禁止とする。 ※簡易的な日よけ、移動式ベンチなどは、高齢者や幼児などに配慮し可。
バーベキュー	条件付加	「集いの広場」のみ可。芝生への影響や火災などの原因となるため。直火でのバーベキューは禁止する。また、ゴミは持ち帰ること。
花火	禁止	特にロケット花火や爆竹などの花火は、他の公園利用者が危険であるため。また、ゴミの回収が困難であるため。
グラウンド・ゴルフ、ゲートボール	条件付加	「軽スポーツゾーン」のみ可。
物品の販売	条件付加	物品の販売は、近隣の同業者に影響を与える恐れがあるため。 ※市の主催、共催、後援事業は、主催者の判断とする。
広告、ビラ配り	禁止	宗教、政治活動に連動、若しくは営業行為となる恐れがあるため。
イベント用テント	条件付加	原則、「集いの広場」での市の主催、共催、後援事業のみ可。 ※広域的なイベントについては、「芝生広場」も許可する場合がある。
ラジオ体操、太極拳	条件付加	道具を使用せず、健康増進のためのものであり、危険を及ぼすことはないが、他の利用者に迷惑とならないようにすること。
ジョギング、ウォーキング	条件付加	「健康園路」のみ可。他の利用者に迷惑とならないようにすること。 ※クラブ活動、スポーツ少年団等の練習は禁止。
ミニコンサート	条件付加	「集いの広場」のみ可。ただし、他の利用者や近隣住民に迷惑がかからないこと。開催にあたっては、周辺住民の同意を義務付ける。